



自然に親しみ、自然を魅せるうるおいある環境

里山の保全・継承・発展

万福寺の緑は、季節感豊かな「里山」として人々の生活と深いかわりを持ちながら親しまれてきました。このような里山の自然は、人々に手入れされることで、様々な動植物が生息する環境を生み出し、緑自身が豊かになっていく、人々は自然からの恵みを受け取って暮らしていく、というサイクルを持ちながら存在しています。公園・緑地の計画・整備の際には、このような「人々の生活」と「里山」との密接な関係性を保全しつつも、新たな里山として人と緑の新しい関係性を将来に構築していくことが目指されました。新たな暮らしの場「新百合山手」に住まう人々が再び里山に親しんでいくことで、将来にわたって緑が豊かであり続けること。これがこれからの新百合山手に求められていることなのです。

地区の約25%が保存・復元・修景の緑

里山の保全・継承・発展を目指すため、地区の約1/4が公園・緑地として緑化されています。その中には、「保存の緑」「復元の緑」「修景の緑」と位置づけられた緑が配されています。特に「復元の緑」においては、地区内の既存樹の種苗（ポット苗）が約15,000本育成した後、再び地区内へ植栽されました。

※戸建住宅や集合住宅の敷地内緑化を含めた環境影響評価による地区全体の緑被率は約43%とされており、実態としては地区の約4割強が緑になっています。

保存の緑

「里山」景観を保全・育成を図る緑

復元の緑

「里山」景観を新しく創出する緑

修景の緑

既存樹林地と一体となったまちづくりの緑

■整備時の基本方針

- 街をまとめる緑をつくる。
- 生活の中で楽しめる緑をつくる。
- 質の高い緑をつくる。
- 地区住民の生活を魅力的に演出し、安心感を与える緑をつくる。



<公共公園・緑地>

整備時名称	現公園緑地名	面積	位置付け
1号公園	万福寺 さとやま公園	20,098㎡	「里山の体験園」 雑木林を活用したリクリエーションの場となる里山の拠点
2号公園	万福寺 おやしる公園	9,210㎡	「里山の庭園」 十二神社と四季を感じさせる静かな庭空間が連携するコミュニティの拠点となる広場
3号公園	万福寺 もりの丘公園	2,800㎡	「里山の遊園」 自由な展開ができる緑の中の遊び場
1号緑地	万福寺 さとやま公園 古沢こもれびの杜緑地	14,910㎡	「丘の散歩道」 街の緑の背景を形成する、美しい雑木林の散歩空間
2号緑地	万福寺 ふるさと公園	9,530㎡	「郷土の里山」 美しい雑木林が復元された、街の象徴となる緑の空間
8号緑地	万福寺 さとやま公園	約3,700㎡	「つなげる緑」 1号公園～2号公園の連続性を形成する、緑を繋ぐ美しい雑木林
トンネル上部の緑	—	—	—

<民有緑地>

整備時名称	面積	位置付け
3号緑地	約2,540㎡	「つなげる緑」 1号公園～2号公園の連続性を形成する、緑を繋ぐ美しい雑木林
4号緑地	約3,680㎡	「鎮守の森」 地区南側の顔を形成する、土地の歴史を伝える杜
5号緑地	約10,150㎡	「郷土の沢」 地区南側の緑を繋ぎ、大きな緑を形成する、生き物が住める水辺（ビオトープ）
6号緑地	約13,400㎡	「街の緑の背景」 緑豊かな街の背景を形成する、美しい雑木林の散歩空間
7号緑地	約5,030㎡	「シンボルロードの緑」 麻生2号線の都市的街路空間と調和する緑を形成する、シンボリックな緑の谷



■万福寺さとやま公園



■新百合山手中央通り (麻生2号線)



■万福寺もりの丘公園



■新百合山手西通り



■氏神様、十二神社



■新百合山手東通り



■万福寺ふるさと緑地



■万福寺おやしる公園





新百合山手の里山は、従前よりクヌギ・コナラ・アラカシ等の二次林で構成されており、現在も公園・緑地の主要な樹種となっています。

二次林とは、人の行為等（主に伐採利用）により天然林が改変を受け、その後自然力により新たな樹林が成立しているものです。かつて人々が農業を主体とし、薪や炭を主なエネルギーとして生活していた頃、人々はその資源を里山から手に入れて生活していました。要するに、人々が暮らしていくためには里山が必要かつ重要な場所であったわけです。それが、高度成長期よりエネルギーが石油等に転換されたことを期に、人々の生活スタイルが劇変し、里山から資源を手にするのは次第になくなりました。現在の二次林は、高度経済成長期以前から存在している、旧来からの面影を留めた緑なのです。

新百合山手においても保全されているこれら二次林については、維持管理によって健全な姿に保ち続けること、そしてそれにより地域環境の向上・新百合山手らしい景観の維持を図っていくことが求められているのです。

これから私たちが里山を管理していく際は、先駆者が行っていた手法、すなわち必要に応じて樹木の除伐やこまめな下草刈を行うことで、美しく心地良い里山を保全していくことが必要です。そして、現在は「保存・復元・修景」の緑など新旧の緑が混在している街の緑を20～30年後には豊かな里山へと導いていくこと。これが緑を管理していくことの持つ意味合いなのです。

～万福寺から新百合山手に受け継がれた里山～

現在は、地域の象徴となる緑、また日常的な散歩や地域コミュニティの場となっています。



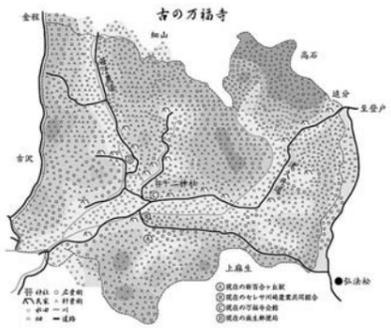
万福寺さとやま公園



万福寺ふもとと緑地

新百合山手のむかし

小田急線新百合ヶ丘駅が整備される以前は、大根、白菜、長芋など農作物や養蚕・養鶏など、農業が盛んな地区で、炭焼き小屋があったことも記録されています。



大正時代の絵図



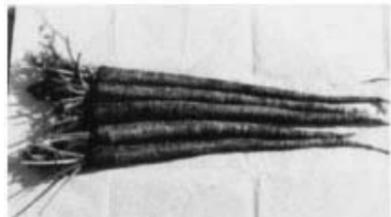
昭和29年の航空写真

地区周辺のほとんどが、山林もしくは農地であった。小田急電鉄は開通しているが、新百合ヶ丘の駅は未だ整備されていない(昭和49年に開設)。



昔の万福寺の谷戸部

万福寺及び周辺地区は、水の便が悪いため、農業用水は谷戸部の湧き水や雨水の溜池で集水し、陶管の暗渠排水によって確保していた。



万福寺鮮紅大長人参

この人参は、明治神宮で開かれた全国農林産物品評会に出品され、昭和二十九年より連続して五年に渡り農林大臣賞を受賞した。



①公園・緑地の管理基準について

新百合山手の公園・緑地の良好な維持管理の継続的推進を目指し、土地区画整理事業計画段階から川崎市と万福寺土地区画整理組合（当時）が協議、その管理基準が「新百合山手都市景観形成地区景観形成方針・基準（平成19年2月／川崎市）」で定められています。

本マニュアルは、この基準をもとに具体的な管理方針と管理内容をまとめたものです。

「新百合山手都市景観形成地区 景観形成方針・基準（平成19年2月 川崎市）」より抜粋

景観形成基準



緑の管理

- 基本方針
 - 地域の自然資源・歴史資産を活かしてつくられた緑（公園・緑地）を良好な状態で維持していく。
 - 公園・緑地の整備内容に応じ、適切な管理を実施することで良好な環境の維持を行う。
 - ビオトープは官民が一体となって、生物相豊かで美しい環境を維持する。
 - 地域に潤いを与え、地域の個性を活かした美しい街なみを形成し、都市の顔として誇れる空間を創造するために、適切な管理を行う。

■基準／共通

- 公園緑地は、管理者が利用イメージや立地特性に応じた管理目標を設定し、安全・快適な空間を確保する。
- 管理にあたっては、樹木の育成状況、植栽状況に応じて管理を実施する。
- 剪定した枝葉は、リサイクル活用するなど環境に対して優しい、低負荷・循環型の管理を実施する。
- 公園緑地の管理は、下表の4タイプに基づいて管理を行うことを原則とする。

タイプ	内容
公園 公園管理タイプ	通常の公園管理としての管理を行う。 ・低木は1年～2年に1回の剪定、除草は1回/年を目標とした管理に努める。 ・高木は3年～5年に1回の剪定を目標とした管理に努める。
緑地 緑地管理-1タイプ	美しい里山の復元、良好な雑木林の保全、回復及び育成を目標に、必要に応じた萌芽更新、間伐、下草刈りなどの管理を行う。 ・住民参加やボランティアを活用するなど、官民協働による管理に努める。
緑地 緑地管理-2タイプ	緑地の形成に向け、大木を生育させる年1～2回の間伐と下草刈を目標とした樹林管理を行う。
緑地 緑地管理-3タイプ	快適で安全な散策路の保全に向け、年1～2回の下草刈を目標とした管理に努める。

■基準／幹線道路沿道

- 麻生2号線及び地区内幹線道路の樹木は、路線ごとに樹木本来の樹形に近い形での管理目標樹形を設定し、樹木の成長に応じた適切な時期・頻度での管理を行い、統一美あふれる街路景観の形成に努める。
- 2列植栽を形成する麻生2号線内の樹木及び壁面後退部分の民地内樹木は、道路内、民地内それぞれの管理者が剪定・維持管理を行い、街路樹本来の樹形の維持に努める。また、道路内、民地内それぞれの街路樹は、特別な場合を除き、撤去できないものとする。やむを得ず撤去した場合は、同等の樹木を新設又は移植するものとする。
- 街路樹と民地内街路樹の管理については、それぞれの管理責任者による連携に努め、統一美あふれる街路景観の維持に努める。

■基準／歩行者専用道路

- 管理者は管理目標を設定し、樹木の成長に応じた管理計画による管理に努める。
- 管理者は安全で快適な歩行者空間の確保に努め、統一美あふれる街路景観の維持を図る。

■各公園の管理タイプ

名称	管理タイプ
1号公園	公園管理
2号公園	公園管理
3号公園	公園管理

■各緑地の管理タイプ

名称	管理タイプ
1号緑地	公園管理及び緑地管理-3
2号緑地	緑地管理-1
3号緑地	緑地管理-3
4号緑地	緑地管理-2
5号緑地	緑地管理-3
6号緑地	緑地管理-3
7号緑地	公園管理
8号緑地	緑地管理-3
トンネル上部の緑地	緑地管理-3



一体的に管理されることで美しい景観をかたちづくる2列並木。(大阪府大阪市)



②官民協働による管理

新百合山手の公園・緑地は、公園管理者である川崎市と地域住民が協働で管理・運営を行っていきなっています。

このことにより、緑が美しい状態であることを継続的にチェックすること、地域の人と人・緑と人のコミュニティの場となる利用価値の高い公園・緑地づくりを目指しているのです。

具体策として、地域のボランティア組織である「新百合山手公園管理運営協議会（通称：新百合山手グリーンフレンズ）」を平成19年10月に設立しています。



新百合山手公園管理運営協議会

新百合山手公園管理運営協議会とは、万福寺土地区画整理事業の理念のひとつである「緑の保全・継承・創出と維持管理」を受け継ぎ、新百合山手地区内に位置する「万福寺さとやま公園」「万福寺おやしろ公園」「万福寺もりの丘公園」「古沢こもれびの杜緑地」「万福寺ふるさと緑地」を地域コミュニティの場として活用し、ボランティアと行政の協働作業によって維持管理及び運営を行うことを目的として、平成19年10月27日に設立されたボランティア組織です。

ボランティアは、万福寺土地区画整理組合が主催となつて行つた「新百合山手のまちづくり・緑とコミュニティフェア」（合計3回）にて募集し、現在約100名の方が参加（協議会員として参加）されています（人数は平成20年3月時点）。

(活動内容)

新百合山手地区管理運営マニュアルに基づき、次の活動を行うものとする。

- (1) 除草、清掃等の美化活動に関すること。
- (2) 樹木の剪定作業（高木の下枝落とし、低木の刈り込み等）に関すること。
- (3) 花壇の維持管理に関すること。
- (4) 遊具の破損箇所等の連絡に関すること。
- (5) 公園利用者への適正利用の周知に関すること。
- (6) 利用調整（業としての公園内行為の許可などは除く。）に関すること。
- (7) 事故時における公園事務所への報告に関すること。
- (8) 活動状況等の報告に関すること。
- (9) その他管理運営に関すること。



③管理タイプについて

新百合山手では、それぞれの公園・緑地の特性を明確化させ、整備コンセプトに則つた維持管理を実践するために、管理特性（管理タイプ）を4つに分類しています。さらにどの公園・緑地がどの管理タイプなのかについては、「新百合山手都市景観形成地区景観形成方針・基準（平成19年2月／川崎市）」の中に記載されています。

●公園管理タイプ



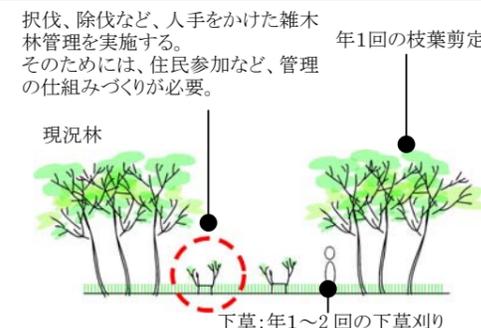
●緑地管理タイプ

緑地の景観的な位置付け、利用イメージに応じた以下の3つの管理タイプが設定されています。

1) 緑地管理-1タイプ

- ・択伐、除伐などによる立木の密度調整など、人手をかけた管理を行う。
- ・作業の実施には、住民参加など管理の仕組みづくりが必要となる。

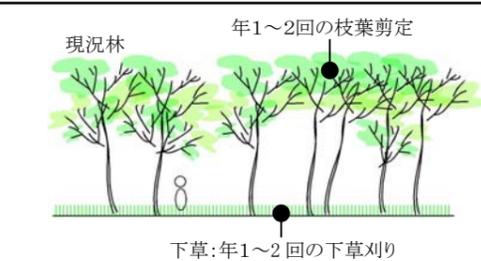
- 年間メニュー
 - 春：常緑樹の樹形づくり、花木の剪定。
 - 夏：ツル切り（特にクズ）、草刈の実施。
 - 秋：落ち葉掻き、枯草刈の実施。
 - 冬：落葉樹の樹形づくり。
- 長期メニュー
 - 択伐。支障木、生育不良木の除伐。



2) 緑地管理-2タイプ

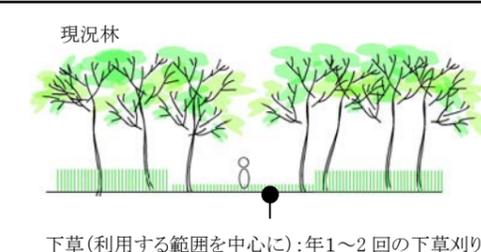
- ・年1～2回の樹林管理と下草管理を実施する。
- ・択伐は行わない。

- 年間メニュー
 - 春：常緑樹の樹形づくり、花木の剪定。
 - 夏：ツル切り（特にクズ）、草刈の実施。
 - 秋：落ち葉掻き、枯草刈の実施。
 - 冬：落葉樹の樹形づくり。



3) 緑地管理-3タイプ

- ・年1～2回、下草管理（散策路沿いなど利用する範囲を中心に）を実施する。
- ・樹木剪定は原則として行わない。





具体的管理作業の指針については、緑の種別ごとにその管理内容も含め定めます。ただしこの基本的な管理作業だけではなく、樹木の生育状況、施設の安全性の確保、良好な住環境形成など、状況に応じた管理作業も併せて行うことが必要です。

① 「保存の緑」の管理

1) 樹林の管理

【作業回数】 緑地管理-1 タイプ：年1回の枝葉剪定
 緑地管理-2 タイプ：年1～2回の枝葉剪定

【作業目的】

杜の多様性の確保	林床が暗くならないように一定の樹林密度を確保するため、剪定や間伐を行う。
良質な里山風景の創出	
里山環境の確保	必要以上の竹の侵食や外来種の進入については、早めに駆除する。
安全性の確保	枯木・枯枝は倒木の危険性があるため、速やかに除去する。
住環境の保全	住宅地に隣接している樹林は、住宅とのスペースを十分確保する。

万福寺さとやま公園

万福寺さとやま公園
樹木密度が高いため、間伐が必要。

万福寺ふるさと緑地

万福寺さとやま公園
必要以上に侵食している竹を除去する。

万福寺さとやま公園
住宅地との樹林帯のスペースが十分に確保できている。

万福寺さとやま公園
ツルは樹木に巻き付き、生育を妨げるため除去する。



2) 樹木の択伐更新

【作業回数】 緑地管理-1 タイプ対象箇所：適宜更新

【作業目的】

持続的な里山づくり	樹林地内の老木を除去し、実生木の生育環境を確保する。それにより新たな杜を形成させ持続可能な里山づくりを展開する。
-----------	----------------------------------------------------------

万福寺おやしろ公園の実生木

3) 林床の管理

【作業回数】 年1～2回の下草刈

【作業目的】

良質な里山風景の創出	美しい里山環境を創出するために林床の除草作業を行う。
樹木の生育の助長	クズやツルについてはその成長が早く、樹木に巻きつき生育を妨げるため早めに除去すること。

万福寺さとやま公園
下草が一定の低い高さを保っており、美しい里山風景を演出している。

万福寺さとやま公園
下草が延びきっており、人々が利用しにくい状況になっている。



4) 散策路の管理

【作業回数】年1~2回の下草刈

【作業目的】

安全性の確保	散策路は地面までしっかりと除草し、安全な歩行空間を確保する。
--------	--------------------------------



万福寺ふるさと緑地
散策路の部分は、地面まで除草している。



万福寺ふるさと緑地
散策路に覆い被さっている草を除去する。

②「復元の緑」の管理

1) ポット苗箇所の管理

【作業回数】1年に1回の除草・必要に応じて間伐

【作業目的】

苗木の生育環境の確保 良質な風景の創出	新百合山手で採取したドングリより発芽させたポット苗の生育を助長させるとともに、美しい風景を確保するため下草刈を行う。特にクズについては、短時間でポット苗箇所を侵食するため、速やかに除去する。
苗木の生育環境の確保	刈草の処理は、マルチングとしてその場でポット苗の根元に敷く。そのことで、雑草の侵入防止と植栽基盤の表層部の保水性を高める。
(苗木の生育の助長)	ポット苗は1㎡に1本の割合で植栽され基本的には自然淘汰する考えであるが、状況に応じて間伐も必要となってくる。



郷土の沢 (ビオトープ)
良好なポット苗箇所の管理状況



万福寺さとやま公園
雑草が伸びて、クズが苗木に絡みつきポット苗の生育を妨げているため、除草を行う必要がある。



③「修景の緑」の管理

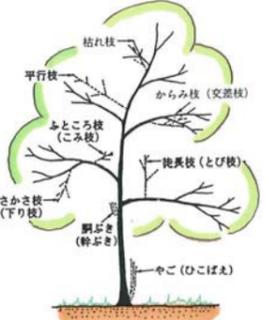
1) 公園内の高木管理

【作業回数】3~5年に1回の剪定

【作業目的】

修景の形成 樹木の生育の助長	自然樹形を保ちながら公園内に良質な樹木を生育させるため、枯れ枝・からみ枝等を剪定する。
枝下空間の利用	万福寺さとやま公園の果樹の丘については、下枝を剪定して枝下空間の利用を目指す。

【代表樹種】落葉樹：クヌギ・コナラ・ヤマザクラ
常緑樹：シラカシ・タブノキ
など



出典：造園施工監理 技術編
(監修/国土交通省都市・地域整備局公園緑地課)

2) 街路樹の高木管理

【作業回数】1年に1回の剪定

【作業目的】

修景の形成 樹木の生育の助長	各街路樹の特性を生かした樹形に整え、美しい道路景観を形成する。
安全性の確保	また、交通に支障をきたさないように、道路内に飛び出した枝は必ず剪定する。枯死した樹木・枝については倒木等の危険性が高いので、速やかに除去する。

【樹種】新百合山手中央通り (麻生2号線)：アメリカカフウ
新百合山手東通り：カツラ
新百合山手西通り：ユリノキ



新百合山手中央通り
アメリカカフウの自然樹形を形成していく



新百合山手東通り
下枝を剪定されており、良好な歩行者空間を確保している。



新百合山手中央通り
交通に支障となる下枝は剪定する。



3) 低木の管理 1

【作業回数】2年に1回の剪定（刈り込み）

【作業目的】

修景の形成	低木は花を咲かせる樹種が多いため、花芽を刈り取らないように、花が散った直後に作業をする。（例：ツツジは5月に作業）
修景の形成 安全性の確保	刈り込みの大きさについては、継続的な管理の中で大きくなりすぎて景観を損なうことが無いように留意すること。特に街路樹は交通に支障が無いように剪定すること。

【代表樹種】 ヒラドツツジ・クルメツツジ など



新百合山手西通りのクルメツツジ

3) 低木の管理 2（ブッシュ状の植物）

【作業回数】2年に1回の剪定

【作業目的】

修景の形成 安全性への配慮	ブッシュ状の樹木は、危険箇所への立入禁止の明示や擁壁上の景観形成等を目的としており、ボリュームを出すことが重要である。剪定は低木の刈り込みほど精度を要しないが、必要以上に大きくなりすぎて景観を損ねることがあったり、他の施設や植物に侵食した場合は、元の大きさまで剪定すること
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【代表樹種】 アベリア・ユキヤナギ・レンギョウ・ヤマブキ など



万福寺おやしろ公園
進入禁止箇所のブッシュ状の低木。
散策路に被らない様にしっかり管理している。



トンネル上部の緑地
構造物上のブッシュ状の植栽



4) 植栽箇所の管理

【作業回数】1年に1回の除草

【作業目的】

修景の形成 樹木の生育の助長	植栽箇所の花壇は良好な景観を保ち、樹木の生育に助長するために除草を行う。
-------------------	--------------------------------------



歩行者専用道路
植栽箇所内がしっかりと除草され、
きれいな道路景観を造りだしている。



新百合山手西通り
除草作業がされておらず、
雑草が低木よりも伸びていて見た目にも良くない。

5) 芝地の管理

【作業回数】1年に1回の除草

【作業目的】

修景の形成 樹木の生育の助長	美しい芝地空間と安全なレクリエーションエリアを確保するため、1年に1回は除草する。
-------------------	-------------------------------------------



万福寺さとやま公園 芝生の斜面緑地



万福寺おやしろ公園 ヤマザクラの丘

6) 施設物の管理（基本的に行政が対応）

【作業回数】適宜対応

【作業目的】

安全性の確保	施設に支障がある時には、利用者の安全性を確保するために速やかに修復する。
--------	--------------------------------------

【施設(例)】 トイレ・ベンチ・パーゴラ・四阿・滑り台・スプリング遊具・手摺り・舗装園路など